

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	重度心身障害者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、重度心身障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるようにしている。

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和8年1月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	周南市重度心身障害者医療費助成要綱に基づき、障害者の保健の向上を図り、障害者の福祉の増進に資することを目的として、対象者に対する医療費の助成を行う。 周南市重度心身障害者医療費助成要綱、周南市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 重度心身障害者医療費助成申請の受付、審査、応答、福祉医療受給者証の交付等、当該助成の支給及び返還に関する事務
③システムの名称	1.障害者福祉システム 2.中間サーバー 3.窓口支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 2.周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 2.周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 福祉部 障害者支援課
②所属長の役職名	障害者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 福祉部 障害者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8463)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 福祉部 障害者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8463)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人未満 2) 500人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 また、システム入力や書棚への移動は必ず、複数により確認を行っている。	

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [] 十分に行っている [] 十分に行っている [] 十分に行っていない

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>] 十分である [<input type="checkbox"/>] 特に力を入れている [<input type="checkbox"/>] 十分である [<input type="checkbox"/>] 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管しており、書類の追加や抜取など移動の際は必ず複数で確認している。 また、USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っており、使用する場合は、暗号化・パスワードによる保護を行うルールが徹底されている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 法令上の根拠	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事前	
令和6年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 周南市役所 こども・福祉部 障害者支援課	①部署 周南市役所 福祉部 障害者支援課	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 周南市役所 こども・福祉部 障害者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8463)	請求先 周南市役所 福祉部 障害者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8463)	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 周南市役所 こども・福祉部 障害者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8463)	連絡先 周南市役所 福祉部 障害者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8463)	事前	
令和6年3月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠(情報提供の根拠)	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 2.周南市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 2.周南市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項及び第2項	事後	
令和6年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠(2情報提供の根拠) ②法令上の根拠(情報提供の根拠)	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 2.周南市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 2.周南市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	
令和7年3月10日	I 関連情報 1. ③システム名称	1.障害者福祉システム 2.中間サーバー 3.窓口支援システム	1.障害者福祉システム 2.中間サーバー 3.窓口支援システム	事後	
令和7年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月10日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更における項目追加
令和7年3月10日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 また、システム入力や書類への移動は必ず、複数により確認を行っている。	事後	基礎項目評価書の様式変更における項目追加
令和7年3月10日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	基礎項目評価書の様式変更における項目追加
令和7年3月10日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更における項目追加
令和7年3月10日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管しており、書類の追加や抜取など移動の際は必ず複数で確認している。 また、USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っており、使用する場合は、暗号化・パスワードによる保護を行なうルールが徹底されている。	事後	基礎項目評価書の様式変更における項目追加
令和8年1月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年1月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	